

地方大学・地域産業創生交付金

公募詳細説明資料

令和5年2月6日

事業概要（地方大学・地域産業創生交付金）

目的

産業振興：若者を惹きつける**地域産業・若者雇用の創出**

大学改革：地方創生に貢献する**地方大学づくり**

} **特定分野に強み**

対象

地方公共団体：都道府県、市区町村（共同申請可能）等

大学：地域に拠点があれば、**国立・公立・私立のいずれも可**

企業：地域で研究開発成果の事業化・产业化を担う企業

申請者

間接補助事業者

間接補助事業者

期間

計画期間：開始年度～10年間

国費支援期間：開始年度～**5年間**（6年度目以降は自走期間）

経費

大学・企業・公設試での**大学改革、研究開発、人材育成、事務局・会議運営費等**
(人件費、謝金・旅費、環境整備、スタートアップ支援、地域・製品ブランディング、計画検証の調査費、等)

予算

R5予算案：70億円（R4：72.0億円；内閣府計上分）

国費目安：**5千万円～7億円／年**（補助率：1/2, 2/3, 3/4）

背景認識（地方創生における特定分野に強みを持つ地方大学の重要性）

- 将来にわたって活力のある日本社会を維持するためには、地方創生の実現が必要
- 地方創生の実現において、**若者を惹きつける魅力的な産業・雇用の創出**が重要
- 地方大学には**重要な役割**を果たすことが期待される

若者を惹きつける産業・雇用の創出と 魅力ある地方大学の重要性

**若者を惹きつける
魅力的な産業・雇用の創出**

地域産業の競争力強化

やりがいのある・ワクワクする
しごと・雇用の創出

地方産業創生・若者雇用創出を支える
特定分野に強みを持つ地方大学の重要性

**特定領域で強みを持つ
研究開発**

**地域ニーズに対応した
人材育成**

地方創生の基本目標

**稼ぐ地域をつくるとともに、
安心して働けるようにする**

- ・地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現
- ・安心して働く環境の実現

**地方とのつながりを築き、地方
への新しいひとの流れをつくる**

- ・地方への移住・定着の推進
- ・地方とのつながりの構築

**結婚・出産・子育ての
希望をかなえる**

**ひとが集う、安心して暮らすこと
ができる魅力的な地域をつくる**

地方創生の目指す将来像

**将来にわたって
「活力ある地域社会」の実現**

人口減少を和らげる

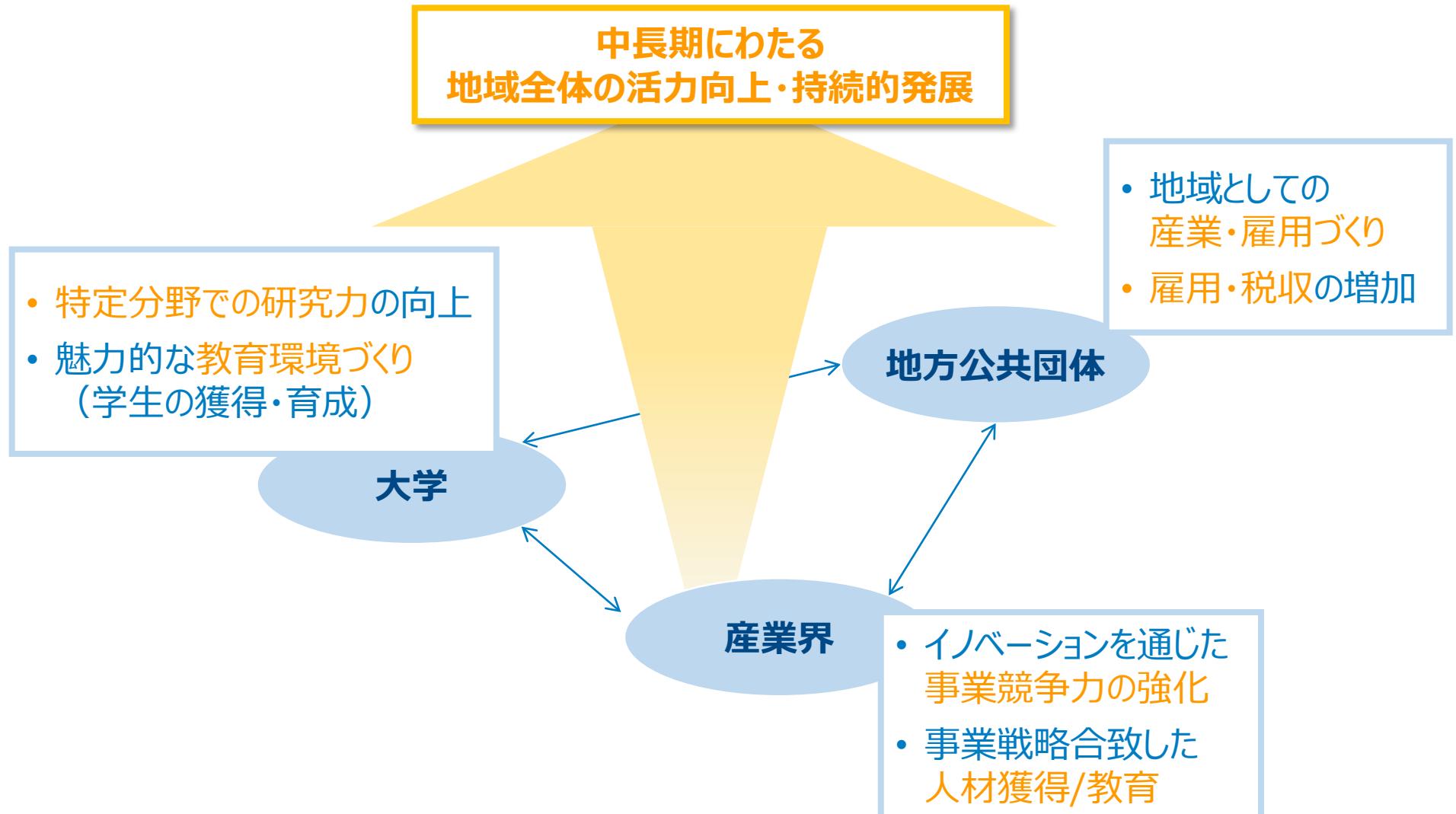
**地域の外から稼ぐ力を
高めるとともに、
地域内経済循環を実現する**

**人口減少に適応した
地域をつくる**

**「東京圏への一極集中」
の是正**

本交付金事業が目指す姿

- 首長のリーダーシップの下、产学研官連携による地域の中核的産業の振興や雇用創出と大学改革を一体的に行う優れた取組を支援
- 特定分野に強みを持つ地方大学づくりを進め、地域における若者の修学・就業を促進

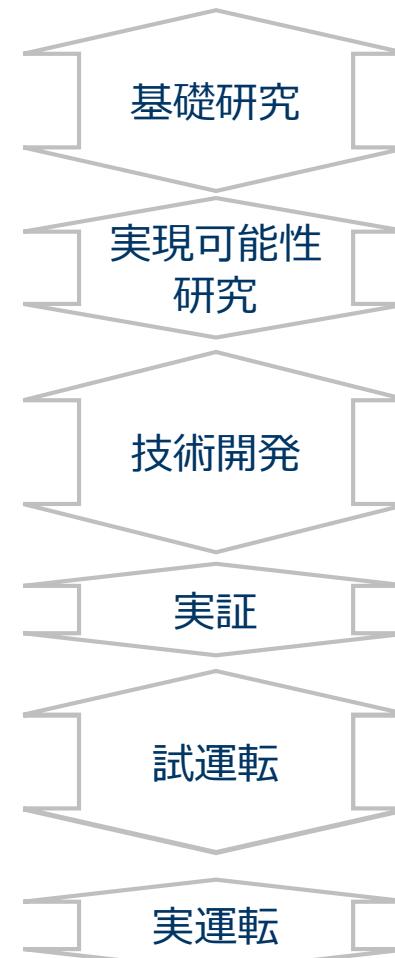


本交付金事業の趣旨（想定する研究開発テーマのレベル感）

- 大学改革と連動した**研究機能の強化**に向けたメリハリの効いた投資が必要。
- 本交付金における研究開発は**TRL（技術成熟度）**における**3~5のレベル**を想定。
- プロジェクト推進・自走化を通じて**TRL9（事業化）**の実現、更に、産業振興・拡大を目指す。

Technology Readiness Level
(TRL)

1	科学的な基本原理・現象の発見
2	原理・現象の定式化
3	技術コンセプトの確認（POC）
4	研究室レベルでのテスト
5	想定使用環境でのテスト
6	実証デモンストレーション
7	実用環境でのシステム・プロトタイプ
8	システムの完成・有効性確認
9	事業化（製品販売・運転）



※対象となる研究所やセンターで基礎的な研究や実証をやってはいけないということではありません。本交付金事業における主な対象となる研究開発領域が地域産業への波及を勘案し、上記のようなフェーズ感になることを想定しております。

本交付金事業の趣旨（大学改革のイメージ）

- 特定分野に強みを持つ地方大学を実現するため、研究開発・教育のみならず大学改革が必須
- 特定学問領域・研究分野における特色を出すためには、当領域に対する特区的な優遇措置（重点投資対象の特別扱い）が求められる

求められる大学改革のイメージ

特色ある大学づくり（特定学問領域・研究分野の強化）
を実現するための人事、予算、制度等の特区的優遇装置
や新たな仕組みづくりが必要

部局	<ul style="list-style-type: none">学部・学科の統廃合新学部・学科・カリキュラムの創設.....
人材	<ul style="list-style-type: none">トップレベル研究者の招聘若手研究者の育成・登用、テニュア化人材流動性の向上（クロアポ等）.....
資金	<ul style="list-style-type: none">対象研究領域への重点投資財源の多様化（外部資金獲得力強化）.....
組織	<ul style="list-style-type: none">本事業での大学改革の中期計画への織り込み特例的な採用制度・評価基準地域内外大学間の連携・リソース共有.....
ガバナンス 改革	<ul style="list-style-type: none">自主的・自律的な改革の実現ガバナンス体制・規則・運用方法の見直し.....

目指すべきこと

“総花主義”からの脱却
優位性・競争力を
伸ばす分野に重点投資

“平均点主義”からの脱却
特定分野に強みを持つ
人材を育成

“自前主義”からの脱却
世界トップレベルの
パートナーとの連携

期待成果

＜地方公共団体・企業に
とつて＞

（自走体制構築により国費・
公費支援後も）

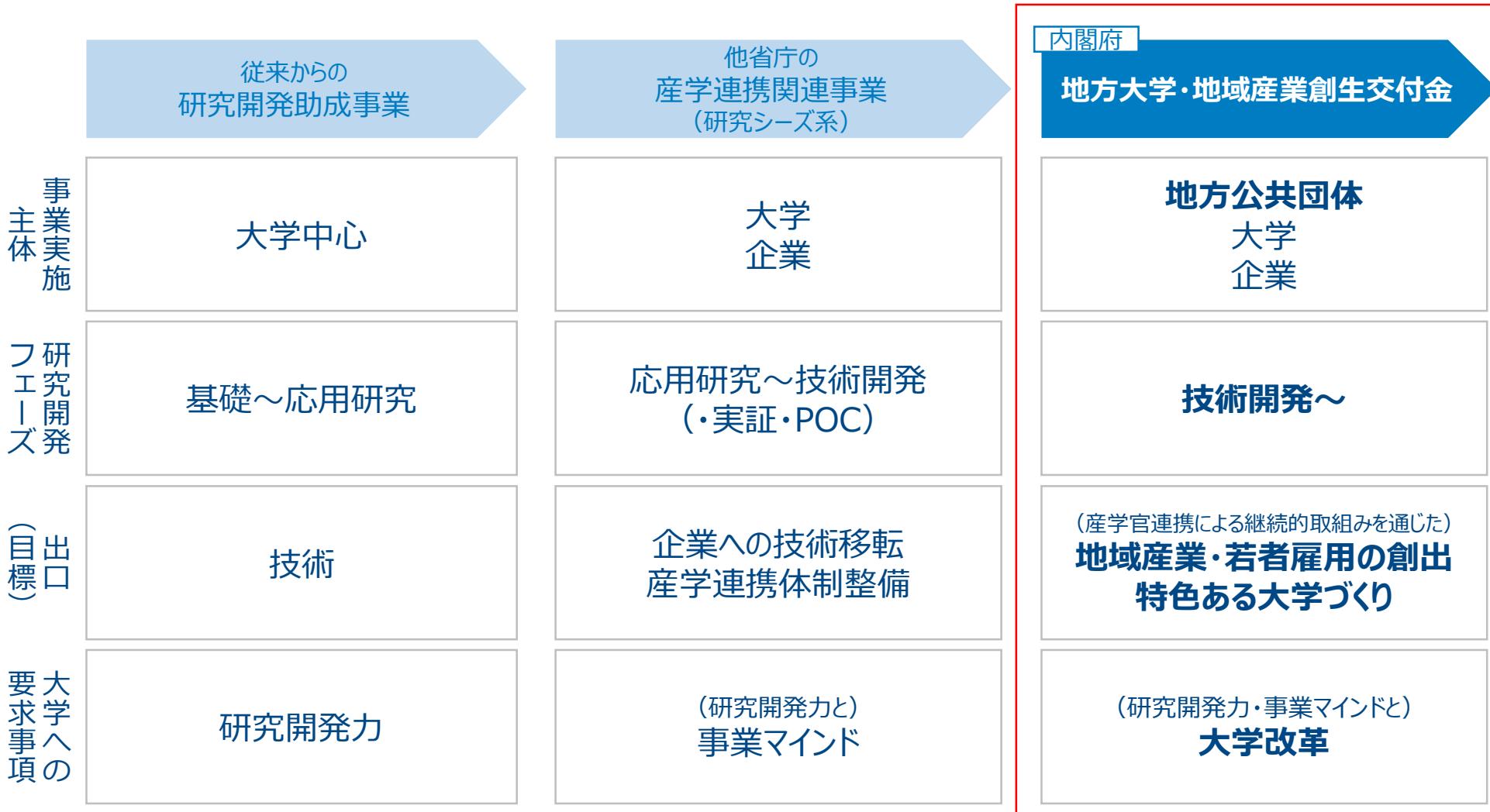
大学が地域産業を振興し
・人材を創出し続ける

＜大学にとつて＞

大学の魅力・
競争力向上を通じて
学生、研究者、企業
を惹きつけられる

他省庁の大学関係事業との違い

- 産学官の本気の連携による、中核となる地方大学の大学改革と運動とした、地域における中核的な産業の創出・振興に繋げることが本事業の特徴

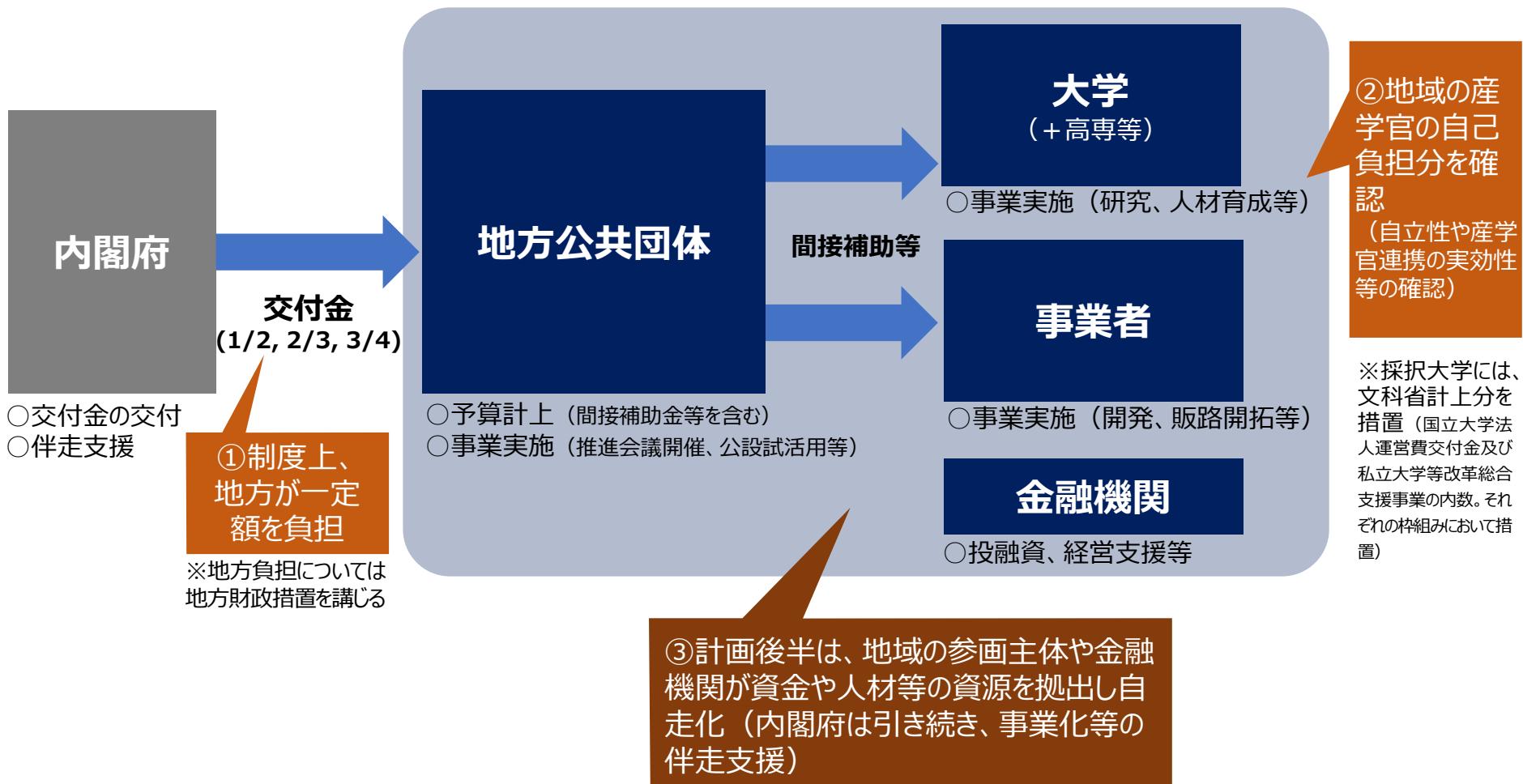


「本申請」と「計画作成支援事業」の申請内容のレベル感（イメージ）

- 本申請に加えて、事務局が計画作成の支援を行う計画作成支援事業を用意。
- 「計画作成支援事業」であってもテーマの妥当性、中核企業を含めた主要参画主体の具体化、大学改革に対するコミットメントは必要。

		本申請	計画作成支援事業
方向性	テーマの妥当性	本事業の趣旨に沿ったテーマとしての妥当性・納得感が必要 (地域の独自性・優位性、産業創生の方向性、研究・教育テーマ等の妥当性)	評価委員会による評価、内閣府事務局等による伴走支援の後、本申請へ
	産業創生・ビジネスモデルの具体性	研究開発・ビジネス化・産業振興に至る道筋が具体化	産業・ビジネスの規模感及び成立可能性の初期的見通し
	参画主体の役割	各参画主体・キーパーソンの役割・アクションが具体化	主要な参画主体の役割分担が具体化
	資金計画	計画具体化	事業（予算）規模感および自走時の外部資金獲得イメージ
	大学改革のコミット	大学改革計画が具体化 (中期計画等に織り込み) 予算・人事面で相応の関与が必要	大学改革の方向性とコミットを学長が承認
・事業計画	運営・ガバナンス体制	事業推進会議・構成員および運営体制・プロセスの具体化	推進会議・構成員の初期案
運営・管理			

- 申請者である地方公共団体に大学等における経費を含めて一定の補助率で交付
- 地方公共団体における地方負担分がある他、大学等へは間接補助
- 地域の産学官の取組であることから、国費（交付金）に加えて、産学からの相応の自己負担分を確保するとともに、計画後半の自走化に向けた資金計画を立てることが求められる



補助率・予算目の考え方

- (目)地方大学・地域産業創生交付金と(目)デジタル田園都市国家構想交付金の2つの予算目から交付
※本事業への申請に関連して「地域再生計画」の作成は不要
- 対象経費によって補助率（交付率）が異なる

地方大学・地域産業創生交付金
(22億円)

デジタル田園都市国家構想交付金
(計1,000億円)

(うち50億円)

地域再生法に基づき交付
【別制度】

地方大学・産業
創生法に基づき
一體的に交付

○地方大学・地域産業創生交付金 =基盤構築分（国費上限目安額：2億円／年・件）

対象経費	交付率
①○計画推進 -計画を踏まえたアクションプラン等の策定及び計画の検証・見直しのための調査費 等 ○推進会議運営 -事業責任者人件費、事務局運営費 等 ○産学官連携構築 -産学官連携コーディネーター人件費 等	1／2
②大学改革 -大学改革に資する海外・国内からのトップレベル人材の招へいや研究開発・人材育成・産学官連携に係る環境整備、大学の機能強化インフラの整備等	2／3
③先導的研究基盤の整備・活用 -先導的研究基盤・共用設備の整備・活用に向けた環境整備 等	3／4

○デジタル田園都市国家構想交付金活用分 =プロジェクト実施分（国費上限目安額：5億円／年・件）

対象経費	交付率
①産学官連携 -スタートアップ支援、販路拡大調査、地域・製品のブランディング、オープンイノベーション拠点整備・運営 等	1／2
②大学改革による取組 -質の高い教育（リカレント教育を含む）の提供、リスクの高い先端研究・地域実証 等	2／3
③先導的研究基盤・技術の活用 -先導的研究基盤・技術を活用した最先端研究 等	3／4

これらの対象経費を組み合わせ、国費7億円（1件1年あたり）を上限目安とする範囲で、地方の産学官連携の取組を支援

法令上定める要件等

- 本事業は、「地方大学・産業創生法」に基づく交付金。地方公共団体が先導し、产学研官で地域産業の創出と特定分野に強みを持つ大学づくりに取り組むことを目的。
- 計画の認定にあたっての手続き・要件等が以下の法令等に定められている。

地方大学・産業創生法

基本指針策定、計画策定・認定、認定計画への交付金制度等を規定

- 内閣総理大臣による**基本指針の策定**（文科・経産・厚労大臣へ協議）
- 地方公共団体による、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画案の作成等のため、**地域における大学振興・若者雇用創出推進会議**を組織
- 基準に適合する**計画**の内閣総理大臣による**認定**（文科・経産・厚労大臣へ協議）
- 認定地方公共団体に対する**交付金の交付** 等

基本指針 (内閣総理大臣決定) (法第4条)

具体的の認定基準、必須とすべきKPI、計画期間、PDCA等を規定

- 自立性（自走性）、地域の優位性、KPIの妥当性及び実現可能性等の**10項目の認定基準を明記**
- ①産業の**生産額等の増**、②**雇用者数の増**、③**専門人材育成プログラム受講生の地元就職・起業数**、④**大学組織改革の実現等KPIを設定**
- 計画期間はおおむね10年。前半（原則5年間）を国が**支援**、後半は地域が自走
- 認定地方公共団体は、**毎年度事業に係るKPIの検証と事業の見直し**を行う 等

その他 (制度・交付要綱、取扱い等)

質の高い取組の採択や、効果的・効率的な事業実施のための仕組み等を規定

- 国の評価委員会において、**書面評価・現地評価・面接評価**の複層的な評価を実施
- 円滑かつ確実な事業実施のため、各地域は首長を補佐する**事業責任者**を設置
- 大学の参画要件**（定員充足率85%以上等）を規定し、質を担保
- 地方公共団体職員の人事費等の恒常的な経費や、施設・設備整備のみを主目的とする経費等は**交付対象外**。

- 本事業の審査においては、評価委員会及び事務局が、申請された計画について下記①-1～⑤の観点から評価を行う。
- 「計画作成支援事業」においては、今後の支援期間を通じて各基準を満たす計画となる見込みがあるかどうかを評価する。

評価の前提

- ✓ 取組内容が目指す姿に至るまでの道筋が、ロジカルかつ具体的に示されていること。
- ✓ 各事業が相互に緊密な連関を有し相乗効果を発揮すること。
- ✓ 成否に不確実性があること等により民間資金のみでは実施困難な取組に国費を投じているため、進捗や市況に関し一定の仮定が置かれることが前提。このため、状況に応じた計画細部・KPI・投入資金の柔軟な変更が必要。逆に、計画細部への固執や中核企業による資金拠出額の「確約」は不要。

目標・目指す姿

①-1 産業創生・雇用創出

- ✓ 中長期的に事業・雇用を創出し続ける産業戦略・ビジネスモデルであること。
- ✓ 取り組む分野・目指す姿が、独自性を有し、他地域と比較して優位性・競争力があること。
- ✓ 地域の優位性を活かすため、地域の産業、大学、雇用等の強みや課題について、他地域と比較しつつ把握・分析していること。
- ✓ 計画の効果が地域全体へ波及するような、大規模な取組となっていること。
- ✓ 地域への新しい人の流れを作り、東京一局集中のは是正に寄与することが相当程度期待できる内容となっていること。

①-2 産業創生・雇用創出におけるデジタル技術活用

- ✓ デジタル技術を有効に活用していること。

主な活動

③ 研究開発

- ✓ 産業創生・雇用創出に向け最適な研究課題が設定されていること。
- ✓ 研究課題に、国内外の他の研究開発や代替手段と比較して優位性があること。
- ✓ 地域企業等と連携した研究体制となっていること。
- ✓ 客観的な研究マネジメント体制が敷かれていること。

⑤ 大学改革

- ✓ 国費支援期間後にも地方創生に積極的な役割を果たし続ける姿を目指していること。
- ✓ 国費支援期間後にも目指す姿であり続けるための組織・人事・資金・制度・意識面での改革が行われること。
- ✓ 日本中・世界中から若者を惹きつける魅力的な将来像であること。
- ✓ 国内外のトップレベル人材の招へいなどを含め、「自前主義」を脱却すること。
- ✓ 大学が新たな組織を作る場合には、将来的に全体が肥大化しないようスクラップ＆ビルトの計画を持っていること。

④ 人材育成

- ✓ 日本中・世界中から若者を惹きつける魅力的な教育プログラムであること。
- ✓ 創出する産業で活躍する人材像・職種・業種が明確であること。

体制・リソース

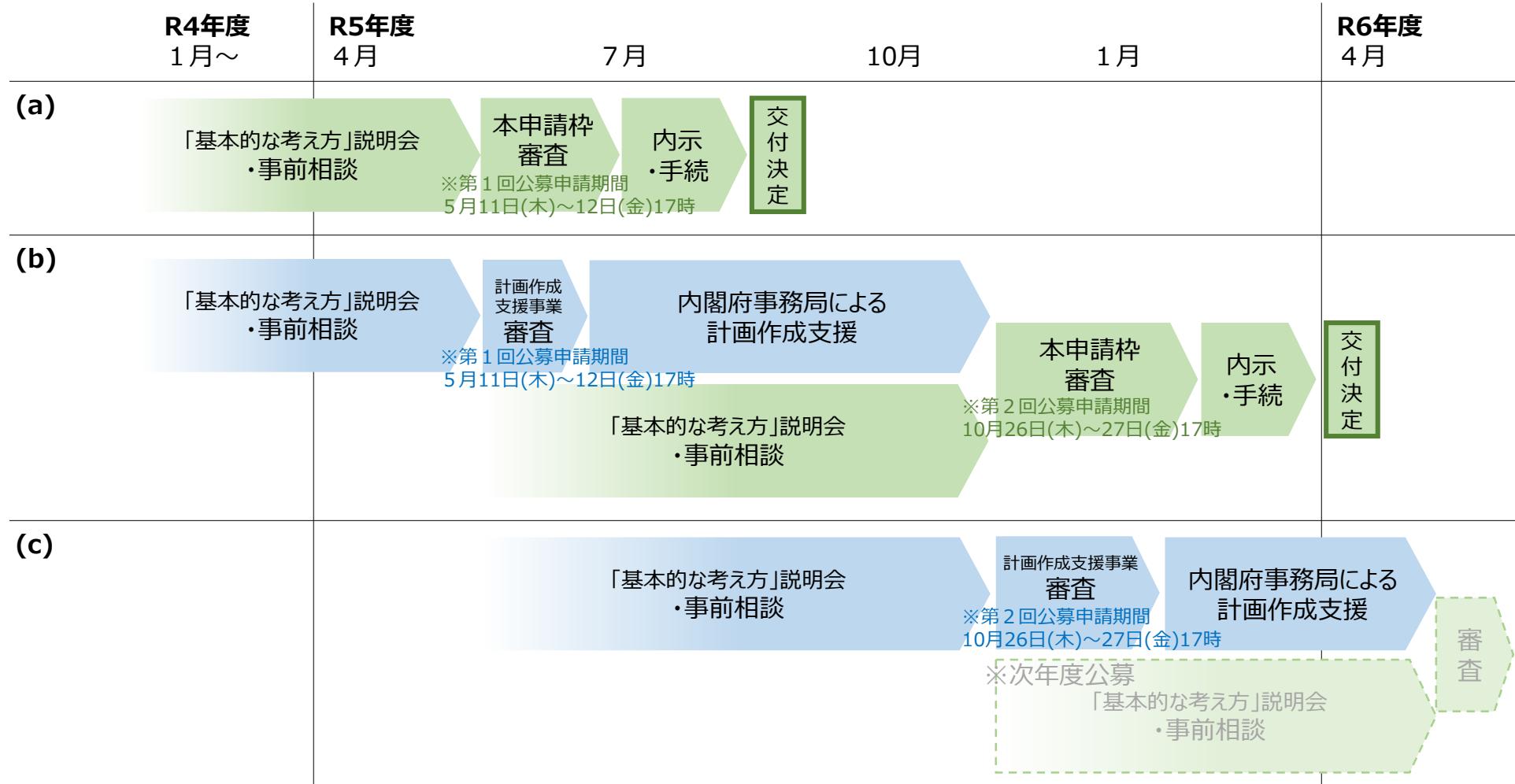
② 事業実施体制・自走性

- ✓ 首長と学長が、リーダーシップを発揮し、产学研官の各主体との緊密な連携体制を構築していること。
- ✓ 産業界の中核企業等が明確になっていて、応分の負担をしていくこと。
- ✓ 国費支援期間後に自走する見通しがあること。
- ✓ 事業責任者の資質及び経験が十分であり、かつ、計画を適切に牽引していくこと。
- ✓ 地域内外から必要十分な产学研官の各主体の参画を得ており、かつ役割分担が明確であること。
- ✓ 計画の実施スケジュールが妥当であり、円滑かつ確実な実施が見込まれること。
- ✓ 目標達成までのKPI設計が妥当でありかつ蓋然性があること。

公募スケジュールについて

○本申請、計画作成支援事業ともに年度内に2回公募を行う予定です。

- (a)令和5年度中の事業開始：5月の本申請へ
- (b)令和6年4月の事業開始：5月の計画作成支援事業又は10月の本申請へ
- (c)令和6年夏頃の事業開始：10月の計画作成支援事業へ申請



【本申請枠】審査プロセスと令和5年度公募スケジュールについて

○ 有識者からなる評価委員会において、複層的な評価（書面・現地・面接）を実施します。

公募スケジュール 第1回 第2回	プロセス	内 容
事前相談受付期間 2月6日(月) ～4月28日(金)	「基本的な考え方」説明会 ・事前相談	<ul style="list-style-type: none"> 本交付金事業の趣旨の理解に資するため、申請の検討に当たっては、内閣府事務局が個別に「基本的な考え方」説明会を実施。 事前相談を受け付け、事業の満たすべき水準、地域としての自立可能なビジネスモデルの構築や、大学改革の方向性、申請書の書き方等について助言。
公募申請期間 5月11日(木) ～12日(金) 17時	実施計画の提出 内閣府の確認	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画等に関して、内閣府事務局から地方公共団体へ確認すべき事項について質問を送付。
審査期間 5月下旬 ～ 7月上旬中旬	書面評価	<ul style="list-style-type: none"> 評価委員会において、書面評価を実施の後、現地・面接評価に進むか判断を行う審議を実施。 評定による評価だけではなく、事業の改善すべき事項や、構想への助言等審議し、地方公共団体に適宜通知。（現地・面接評価に進めない場合は、この段階で審査結果を内示）
内示 7月上旬	現地・面接評価	<ul style="list-style-type: none"> 評価委員会による現地・面接評価を実施。事業にかける本気度、研究開発・人材育成・大学改革の実施体制等について直接確認。（面接評価は原則首長対応）。
計画認定手続 8月～	内示	<ul style="list-style-type: none"> 評価結果を内示。 不採択の場合でも、今後の再申請に向けた具体的な改善事項を通知。
交付申請手続 ～8月下旬	計画提出 計画認定	<ul style="list-style-type: none"> 採択となった地方公共団体は、評価委員会における指摘等を踏まえた「地方大学・産業創生法」に基づく計画を提出。
	交付申請 交付決定 (条件付与)	<ul style="list-style-type: none"> 認定計画に基づき、地方大学・地域産業創生交付金を交付申請。 交付決定等に先立ち財務大臣の承認が必要な経費に指定されており、交付の適正性をさらに担保。 今後取り組むべき方向性・課題等を交付条件として設定。

【計画作成支援事業】審査プロセスと令和5年度公募スケジュールについて

- 有識者からなる評価委員会において、評価（書面・面接）を実施します。

公募スケジュール 第1回 第2回

事前相談受付期間

2月6日(月)
～4月28日(金)

7月18日(火)
～10月13日(金)

プロセス

内 容

- 「基本的な考え方」説明会
- ・事前相談
 - 本交付金事業の趣旨の理解に資するため、申請の検討に当たっては、内閣府事務局が個別に「基本的な考え方」説明会を実施。
 - 事前相談を受け付け、事業の満たすべき水準、地域としての自立可能なビジネスモデルの構築や、大学改革の方向性、申請書の書き方等について助言。

公募申請期間

5月11日(木)
～12日(金)
17時

10月26日(木)
～27日(金)
17時

実施計画の提出 内閣府の確認

- 実施計画等に関して、内閣府事務局から地方公共団体へ確認すべき事項について質問を送付。

審査期間

5月下旬
～
6月中旬

11月上旬
～
12月上中旬

書面評価

- 評価委員会において、書面評価を実施の後、面接評価に進むか判断。
- 評定による評価だけではなく、事業の改善すべき事項や、構想への助言等審議し、地方公共団体に適宜通知。（現地・面接評価に進めない場合は、この段階で審査結果を内示）

面接評価

- 評価委員会による面接評価を実施。事業にかける本気度や、研究開発・人材育成の実施体制の検討状況について直接確認。

内示

- 評価結果を内示。
- 不採択の場合でも、今後の再申請に向けた具体的な改善事項を通知。

計画作成支援

- 採択となった地方公共団体は、評価委員会における指摘等を踏まえ計画作成支援を開始。
- 内閣府事務局及び専門調査機関による計画案への指摘対応・修正方針に関する相談対応、申請書類の作成方針に関する意見交換。

本申請

- 本申請を行い、複層的な評価（書面・現地・面接）を経て、採択・不採択を決定。

内示

6月中下旬

12月上中旬

計画作成支援期間

6月中下旬
～
10月中下旬

12月上中旬
～
令和6年5月上中旬

本申請

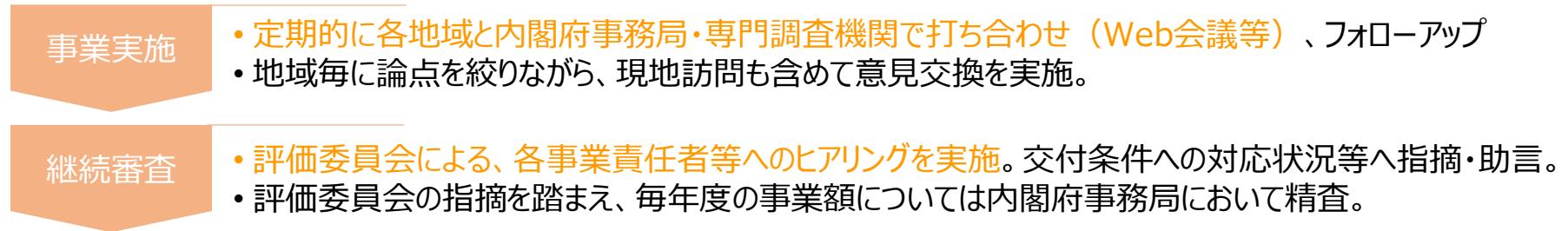
10月下旬
～
令和6年1月上中旬

5月下旬
～
7月上中旬

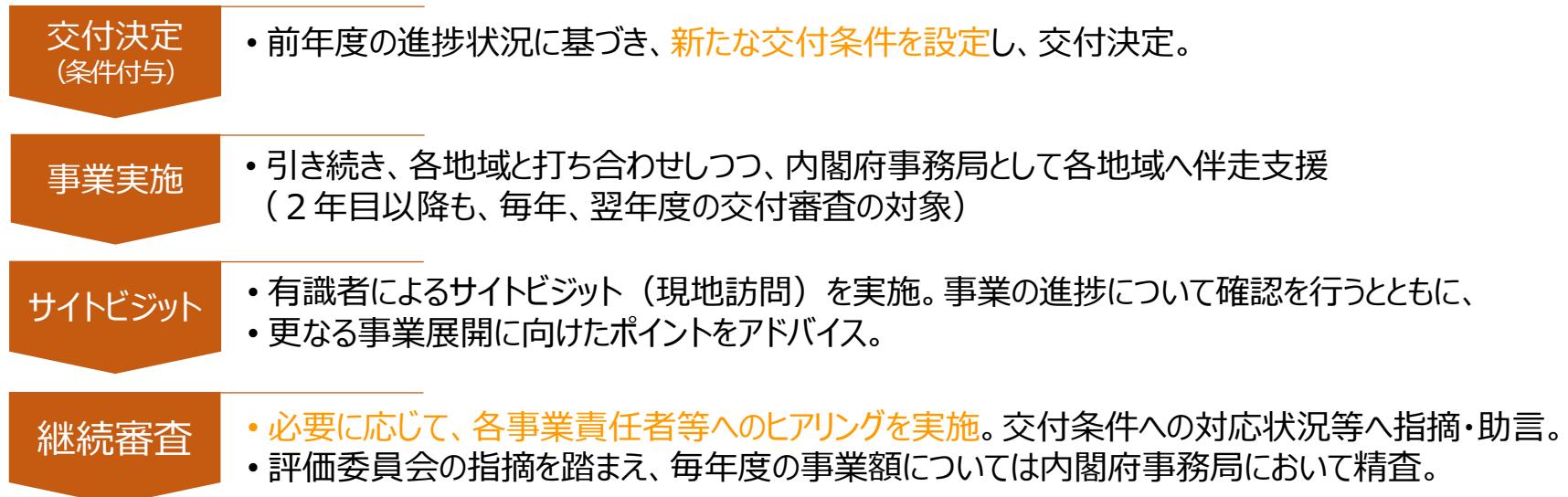
【採択後】事業の実施・伴走支援について

- 国費支援開始後においても、伴走支援を行います。

計画1年目



2年目以降



事務局へのご相談の受付

- 計画作成のツールやアドバイスなど、事務局からの支援を実施
- R5年度中の申請に向け、内閣府の事務局へのご相談を受付

計画作成の進め方（一例）

内閣府事務局から「基本的な考え方」の説明

※計画のご検討に当たっては、認識合わせのため、一度、内閣府担当者から説明を聴いていただきたいと考えています。
※必要に応じてロジックモデルの様式を配布します。

地方公共団体から大まかな方向性のご説明

ロジックモデル【全体像】活用

※この時点では、方向性について関係者間で合意されている必要はありません。
※複数案あっても結構です。
※可能であればロジックモデルのうち【全体像】のシートへ記入した上でご参加ください。

地方公共団体による計画作成

ロジックモデル活用

内閣府事務局への事前相談

ロジックモデル活用

内閣府事務局から計画深化に向けた指摘・助言

計画作成支援事業へ申請

本申請へ

事務局へのご相談

- ◆相談を希望される場合は、[ウェブサイトの問い合わせフォーム](#) 地方大学交付金 からお問い合わせください。
＜相談内容 例＞

制度内容を詳しく知りたい。

構想案の相談をしたい。アドバイスが欲しい（大まかな方向性で構いません）。

- ◆相談については、**1回あたり1時間以内（原則オンライン）**により実施いたします。
5営業日前の17時までにご連絡ください。